

■保育士修学資金貸付制度の概要

貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ●学費分として月額50,000円以内 ただし、学費を貸付ける場合に限り、次の①②を加算することができます。 ①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内 ②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ●養成施設に在学する期間（正規の修学期間） ただし、2年間を限度とします。
貸付利子	<ul style="list-style-type: none"> ●無利子
貸付金の振込	<ul style="list-style-type: none"> ●原則年4回に分けて振込み ただし、入学準備金は養成施設入学時の初回の貸付け時に、就職準備金は卒業時に振込みます。
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ●山口県内の養成施設卒業後、山口県内の保育所等において保育士として5年間従事した場合、返還が全額免除されます。中高年離職者又は県内過疎地域内で従事する場合は3年間です。 (※注：児童指導員等の業務ではなく、保育士の業務に従事する場合のみ) 【山口県内の過疎地域（令和4年4月1日現在）】※下線部の地域は令和4年4月1日に追加されました。 ○全部過疎市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・萩市・長門市・美祢市・周防大島町・上関町・阿武町 ○一部過疎地域を有する市町村（一部過疎） <ul style="list-style-type: none"> ・下関市のうち旧「豊田町、豊北町、<u>豊浦町</u>」 ・山口市のうち旧「徳地町、秋穂町、阿東町」 ・岩国市のうち旧「本郷村、錦町、美川町、美和町、<u>周東町</u>」 ・柳井市のうち旧「大島町、<u>柳井市</u>」 ●要件を満たさない場合は返還が生じます。
申請の手続き (必要書類)	<ul style="list-style-type: none"> ※申請書類は全て養成施設を通じてお申込み下さい。 ※申請書類チェックリストで確認した上で、書類を提出して下さい。 (1) <u>養成施設の長の推薦書（実施要綱別記第2号様式）</u> (2) <u>誓約書（実施要綱別記第3号様式）</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付 ※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。 (3) <u>世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票（申請日より3か月以内発行）の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（申請日より3か月以内発行）の写し</u> (4) <u>中高年離職者（離職後2年以内に養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）</u> (5) <u>県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類</u>